

平成23年3月27日
危機管理監室

石川県内での放射性ヨウ素の検出について

福島第一原子力発電所での事故を受け、保健環境センターで毎日、環境中の放射性物質を測定していますが、26日9時から27日9時までの間に採取した環境試料から、降下物（空中から降下してきたちり）と大気浮遊じん（空気を吸引しフィルターに集めたちり）で放射性ヨウ素131が検出されました。

値は降下物で6.0メガベクレル/km²、大気浮遊じんでは1.1ミリベクレル/m³でした。

→1ベクレルは、1秒間に放射性物質が1個放射線を出して別のものになることを指す。

人体に与える度合いを示すシーベルトにこの値を換算すると、降下物による放射線量は、0.00009マイクロシーベルト/日であり、大気浮遊じんによる放射線量は、0.00039マイクロシーベルト/日となり、レントゲン1回当たりの放射線量60マイクロシーベルトと比べると約15万分の1～約67万分の1と非常に小さな値となります。

測定された値はきわめて微量であり、人体への影響はありません。

放射性セシウムも測定していますが検出されていません。

なお、浄水場の水から放射性ヨウ素は検出されていません。

水道水を飲用することに問題はありません。

危機管理監室
TEL 076-225-1465